

# 物品の購入及び役務の調達に関する内規

## 物品の購入及び役務の調達に関する内規

### (目的)

第1条 物品の購入及び役務の調達については、経理規則第79条の2に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

### (入札の基準)

第2条 入札は、工事、製造又は販売等の実績、資本の額、その他経営の規模等が同等の要件を具備する業者を指名する。

2 入札を行う場合、予定される取引価格により次の基準以上の業者を選定し、事前に説明会を実施することとする。

予定取引価格	業者の数
2,000万円以上	最低5人の者
1,000万円以上2,000万円未満	最低4人の者
200万円以上1,000万円未満	最低3人の者

3 入札書の開封は、組合長が行うものとし、内容に不備がある場合には、業者に確認のうえ、再度、入札書を提出させるものとする。

### (随意契約)

第3条 経理規則第79条の2第2項の定めによるもの又は予定価格が200万円を超えない物品の購入及び役務の調達等に係る契約を締結するときは、随意契約によることができる。

2 随意契約をしようとするときは、3人以上の者から見積書を取らなければならない。ただし、予定価格が100万円を超えないときは、2人の者とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる場合は、1人の者から見積書を取るものとする。

(1) 契約の目的又は性質により契約の相手が特定されるとき。

(2) 市場価格が一定していること、その他特別の事由があるとき。

4 前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を取ることが必要でない認めるとき、又は特別の事由があるときは、見積書を取らないこととすることができる。

### (契約書の作成)

第4条 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限、履行場所及び契約代金の支払時期その

他必要な事項を掲載するものとする。

(契約書の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の金額が50万円を超えないとき。
- (2) 随意契約で組合長が契約書を作成する必要があると認めたととき。

附 則

(改正手続)

第6条 この内規の改正は、理事の過半数によって定める。

(実施)

第7条 この内規は、平成18年10月3日から実施する。